

入札参加資格定期審査 納税証明書の提出マニュアル (令和9・10年度)

目次	内容	ページ
1	納税証明書提出パターン	p 1
2	国税に未納がない証明書の要件	p 2
3	都道府県税に未納がない証明書の要件	p 2
4	市町村税に未納がない証明書の要件	p 3
5	国税納税証明書提出フローチャート	p 4
6	法人事業者の納税証明書提出フローチャート(都道府県税)	p 5
7	法人事業者の納税証明書提出フローチャート(市町村税)	p 6
8	個人事業者の納税証明書提出フローチャート	p 7

山梨県市町村総合事務組合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15-35
T E L : 055-268-3446 F A X : 055-222-3846
H P : <https://www.ysc-yamanashi.or.jp>

1. 納税証明書の提出パターン

必要な納税証明書は、所在地・委任の有無等により異なりますので、次の表を参考にしてください。（一つでも不足の書類があると、資格の取得ができない場合があります。）

1. 本社の納税証明書提出パターン

表の【●】が必要書類です。

本社の納税証明書の提出は委任営業所の登録を希望している場合でも必須となっております。

本社所在地	国税	本社所在地の都道府県税 (未納のない証明書)※	本社所在地の都税(納期が 到来している直近2事業年 度分の納税証明書)	市町村税(未納のない証明 書)※
山梨県	●	●	—	●
他都道府県	●	●	—	●
東京都特別区	●	—	●	—

※ 未納のない証明書が発行できない場合は、納期が到来している直近2年の事業年度分、納期が到来している直近2年の事業年度分の納税証明書(固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(税抜いの場合のみ)等)については、令和6.7年度分に係る納税証明書を提出してください。

2. 委任営業所の納税証明書提出パターン

・委任営業所の登録を希望する場合は、本社と委任営業所のそれぞれの所在地で発行される未納のない証明書又は納税証明書が必要です。

・委任営業所で申請を行わない場合は、本社の納税証明書のみ提出してください。

・表の【●】が必要書類です。

本社所在地	委任営業所所在地	委任営業所所在地 の都道府県税 (未納のない証明書)※	委任営業所所在地の都税 (納期が到来している直近2 事業年度分の納税証明書)	委任営業所所在地の市町 村税(未納のない証明書) ※	具体例
山梨県内市町村	山梨県内市町村 (本社所在地が委任営業所と同 一の場合)	—	—	—	本社が山梨県A市に 所在、委任営業所がA 市に所在
	山梨県内市町村 (本社所在地が委任営業所と異 なる場合)	—	—	●	本社が山梨県A市に 所在、委任営業所がB 市に所在
	他都道府県所在市町村	●	—	●	本社が山梨県A市に 所在、委任営業所が 長野県M市に所在
	東京都特別区	—	●	—	本社が山梨県A市に 所在、委任営業所が 東京都E区に所在
他都道府県所在市町村	山梨県内市町村	●	—	●	本社が長野県M市に 所在、委任営業所が 山梨県B市に所在
	他都道府県所在市町村 (本社所在地と県が異なる場合)	●	—	●	本社が長野県M市に 所在、委任営業所が 静岡県G市に所在
	他都道府県所在市町村 (本社所在地と市町村が異なる 場合)	—	—	●	本社が長野県M市に 所在、委任営業所が 長野県I市に所在
	他都道府県所在市町村 (本社所在地と同一市町村の場 合)	—	—	—	本社が長野県M市に 所在、委任営業所が 長野県M市に所在
	東京都特別区	—	●	—	本社が長野県M市に 所在、委任営業所が 東京都E区に所在
東京都特別区	東京都特別区 (本社が東京都特別区に所在 し、委任営業所が同一の東京都 特別区に所在している場合)	—	—	—	本社が東京都S区に 所在、委任営業所が 東京都S区に所在
	東京都特別区 (本社が東京都特別区に所在 し、委任営業所が異なる東京都 特別区に所在している場合)	—	●	—	本社が東京都S区に 所在、委任営業所が 東京都E区に所在
	山梨県内市町村	●	—	●	本社が東京都S区に 所在、委任営業所が 山梨県A市に所在
	他都道府県所在市町村	●	—	●	本社が東京都S区に 所在、委任営業所が 静岡県G市に所在

※ 本社・本店と委任先営業所の所在地が同じ場合は、重複して都道府県税・市町村税の納税証明書を提出する必要はありません。

※ 納税証明書が提出できない場合(例:新設して1年未満、納税が免除されている等)は、提出できない理由を記載した「理由書(A4・任意様式・実印押印)」を提出してください。

※ その他、家業を継いだばかりの個人事業主、事業所を移転した法人事業主の対応等はQ&A集をご確認ください。

2. 国税に未納がない証明書の要件

1. 法人事業者

① その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと（法人用））を提出してください。

② 発行日が令和8年6月28日以降のものを提出してください。

【法人用URL】

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate>

③ 窓口での国税の納税証明書取得方法等その他詳細については国税庁のホームページをご確認ください。

2. 個人事業者

① その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと（個人用））を提出してください。

② 発行日が令和8年6月28日以降のものを提出してください。

● 納税証明書は、オンライン申請で取得できます。オンライン申請で取得する場合は次の法人用URLから納税証明書を請求してください。

【個人事業者用URL】

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual>

③ 窓口での国税の納税証明書取得方法等その他詳細については国税庁のホームページをご確認ください。

3. 都道府県税に未納がない証明書の要件

1. 法人事業者

① 法人事業税及び地方法人特別税、法人都道府県民税、自動車税等の税目が記載された、「都道府県税に未納がない証明書」を提出してください。

● 「都道府県税に未納がない証明書」を提出の場合は、発行日が令和8年6月28日以降のものを提出してください。

● 山梨県の場合は、すべての税目に対し、未納がない証明となるため証明書に税目の記載がありません。

② 所在都道府県において「都道府県税に未納がない証明書」の発行が不可能な場合は、法人事業税及び地方法人特別税、法人都道府県民税については、納期が到来している直近2年の事業年度分、自動車税等については、令和6・7年度分に係る納税証明書を提出してください。

● 「納税証明書」を提出の場合は、組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

③ 入札の権限を委任する場合は、委任者（本社等）と受任者（委任先営業所等）が所在するそれぞれの都道府県の上記証明書を提出してください。

2. 個人事業者

① 個人事業税、自動車税等の税目が記載された、「都道府県税に未納がない証明書」を提出してください。

● 「都道府県税に未納がない証明書」を提出の場合は、発行日が令和8年6月28日以降のものを提出してください。

● 山梨県の場合は、すべての税目に対し、未納がない証明となるため証明書に税目の記載がありません。

② 所在都道府県において「都道府県税に未納がない証明書」の発行が不可能な場合は、個人事業税については、納期が到来している直近2年の事業年度分、自動車税等については、令和6・7年度分に係る納税証明書を提出してください。

● 「納税証明書」を提出の場合は、組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

③ 入札の権限を委任する場合は、委任者（本社等）と受任者（委任先営業所等）が所在するそれぞれの都道府県の上記証明書を提出してください。

4. 市町村税の完納証明書の要件

1. 法人事業者

① 完納証明書は、法人住民税については、**納期が到来している直近2事業年度分**、固定資産税、軽自動車税などについては令和6・7年度分の納税を証明できるものを提出してください。

- 組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

※法人住民税、固定資産税、軽自動車税等の税目が記載された「市町村税に未納がない証明書」(全ての税目に対し未納がない証明書でも可)の提出も市町村税の完納証明書の代わりとして認めます。「市町村税に未納がない証明書」を提出する場合は、令和8年6月28日以降に発行したものを提出してください。

② 市町村において「完納証明書」又は「市町村税に未納がない証明書」の発行が不可能な場合は、法人住民税については、**納期が到来している直近2年の事業年度分**、固定資産税、軽自動車税等については、令和6・7年度分に係る納税証明書を提出してください。

- 「納税証明書」を提出する場合は、組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

③ 入札の権限を委任する場合は、委任者（本社等）と受任者（委任先営業所等）が所在するそれぞれの市町村のものを提出してください。

※ 東京都特別区は該当しませんので提出不要です。

2. 個人事業者

① 完納証明書は、市町村民税については、**納期が到来している直近2事業年度分**、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（税扱いの場合のみ。）等については令和6・7年度分の納税を証明できるものを提出してください。

- 組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

※法人住民税、固定資産税、軽自動車税等の税目が記載された「市町村税に未納がない証明書」(全ての税目に対し未納がない証明書でも可)の提出も市町村税の完納証明書の代わりとして認めます。「市町村税に未納がない証明書」を提出する場合は、令和8年6月28日以降に発行したものを提出してください。

② 市町村において「完納証明書」又は「市町村税に未納がない証明書」の発行が不可能な場合は、市町村民税については、**納期が到来している直近2年の事業年度分**、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（税扱いの場合のみ。）等については、令和6・7年度分に係る完納証明書又は納税証明書を提出してください。

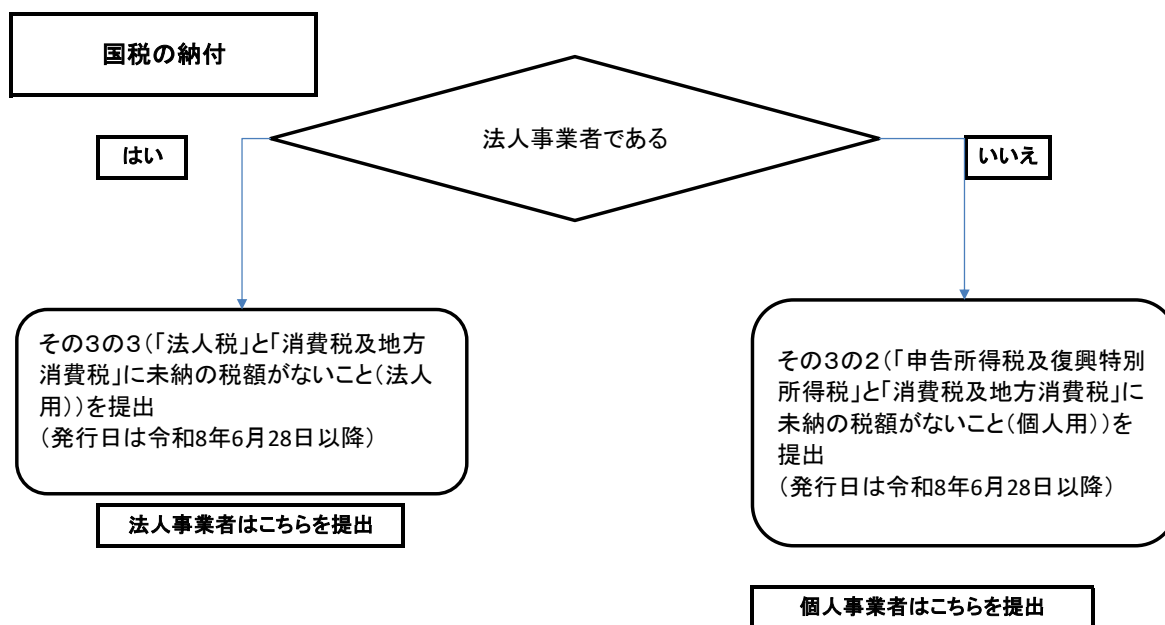
- 「納税証明書」を提出する場合は、組合が指定する年度分の納税が確認できれば、発行日は問いません。

③ 入札の権限を委任する場合は、委任者（本社等）と受任者（委任先営業所等）が所在するそれぞれの市町村の上記証明書を提出してください。

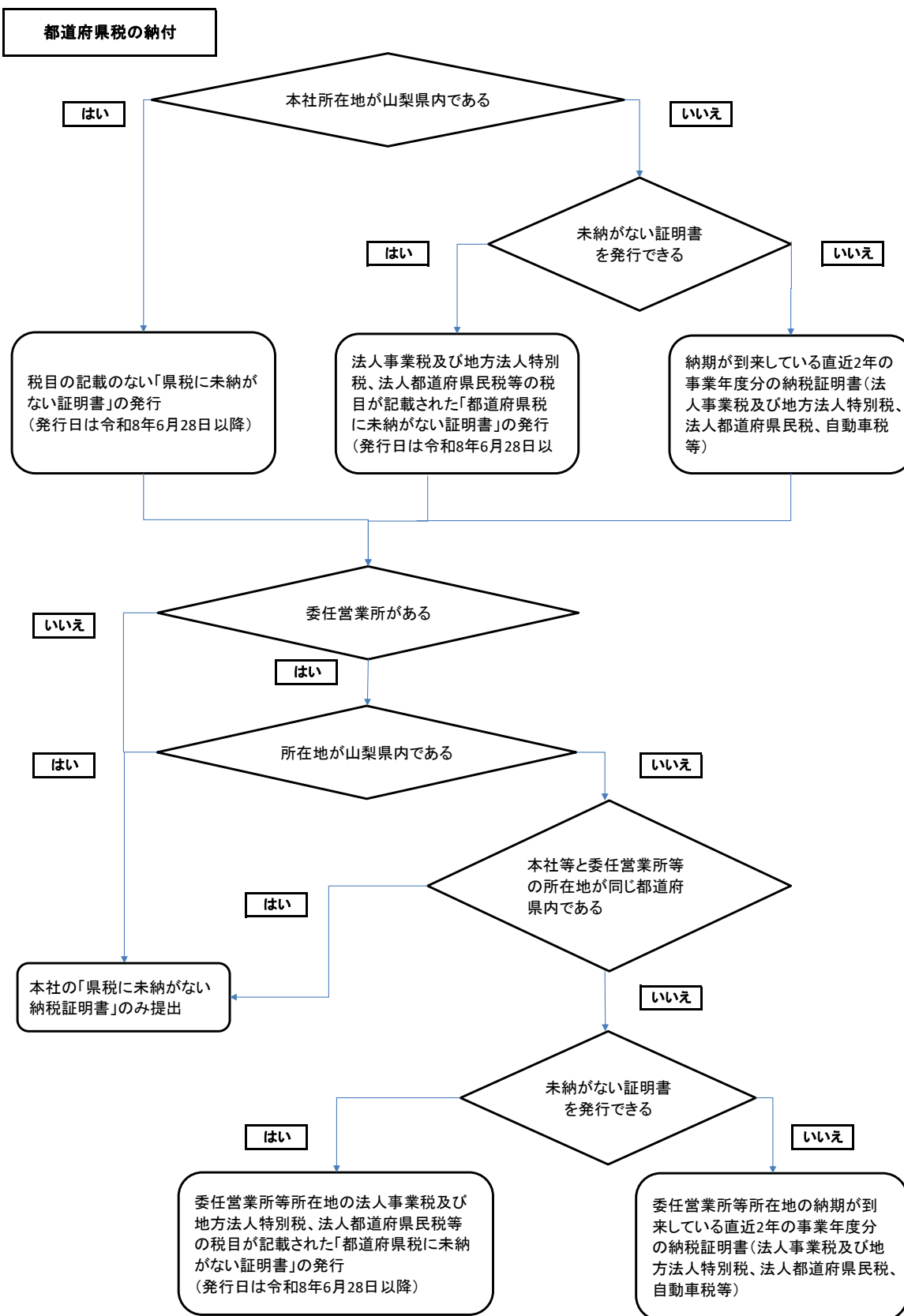
※ 国民健康保険料を納めている個人事業者は、国民健康保険税は対象外となります。

※ 東京都特別区は該当しませんので提出不要です。

5. 国税納税証明書提出フローチャート

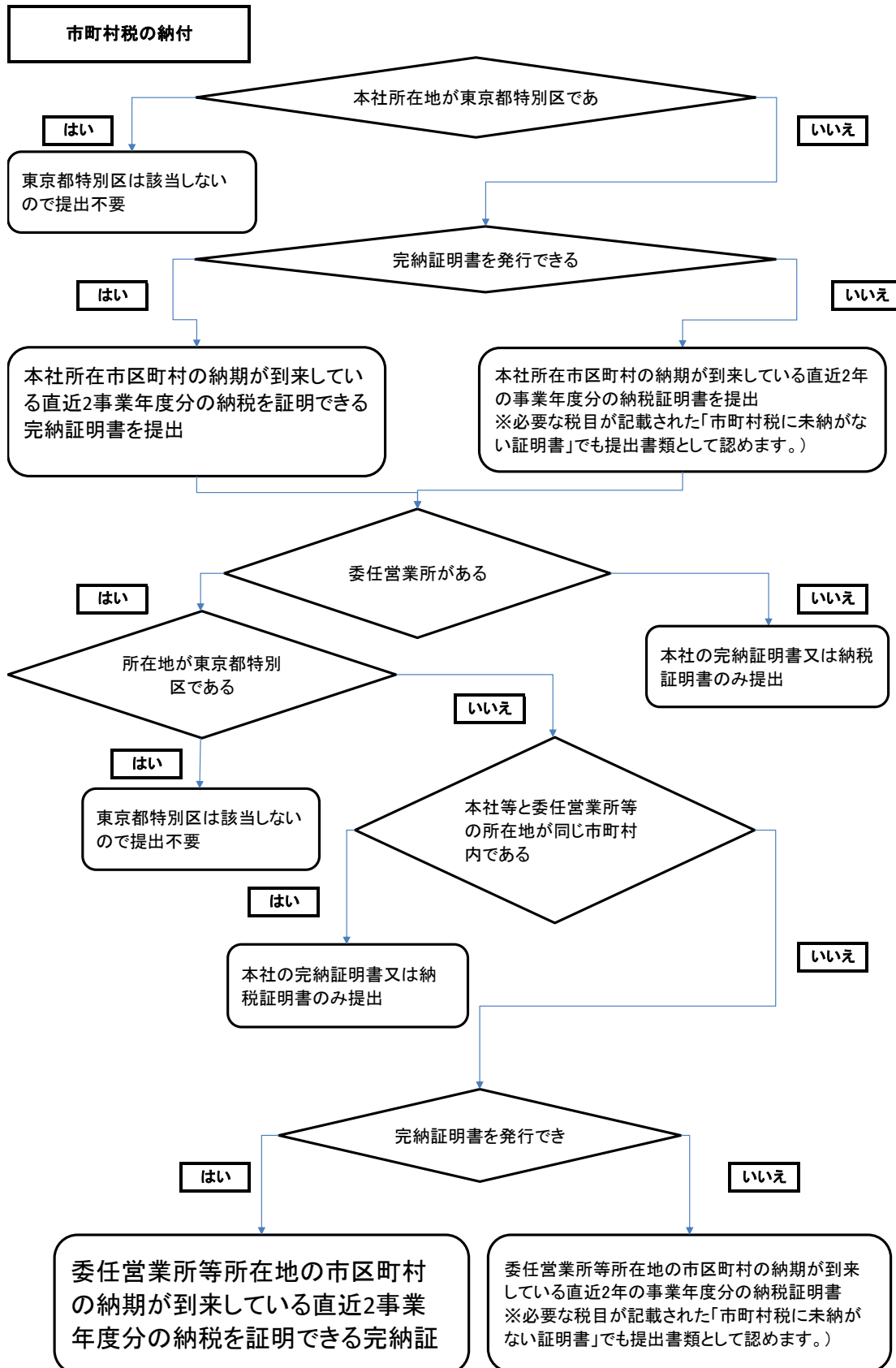


6. 法人事業者の納税証明書提出フローチャート(都道府県税)



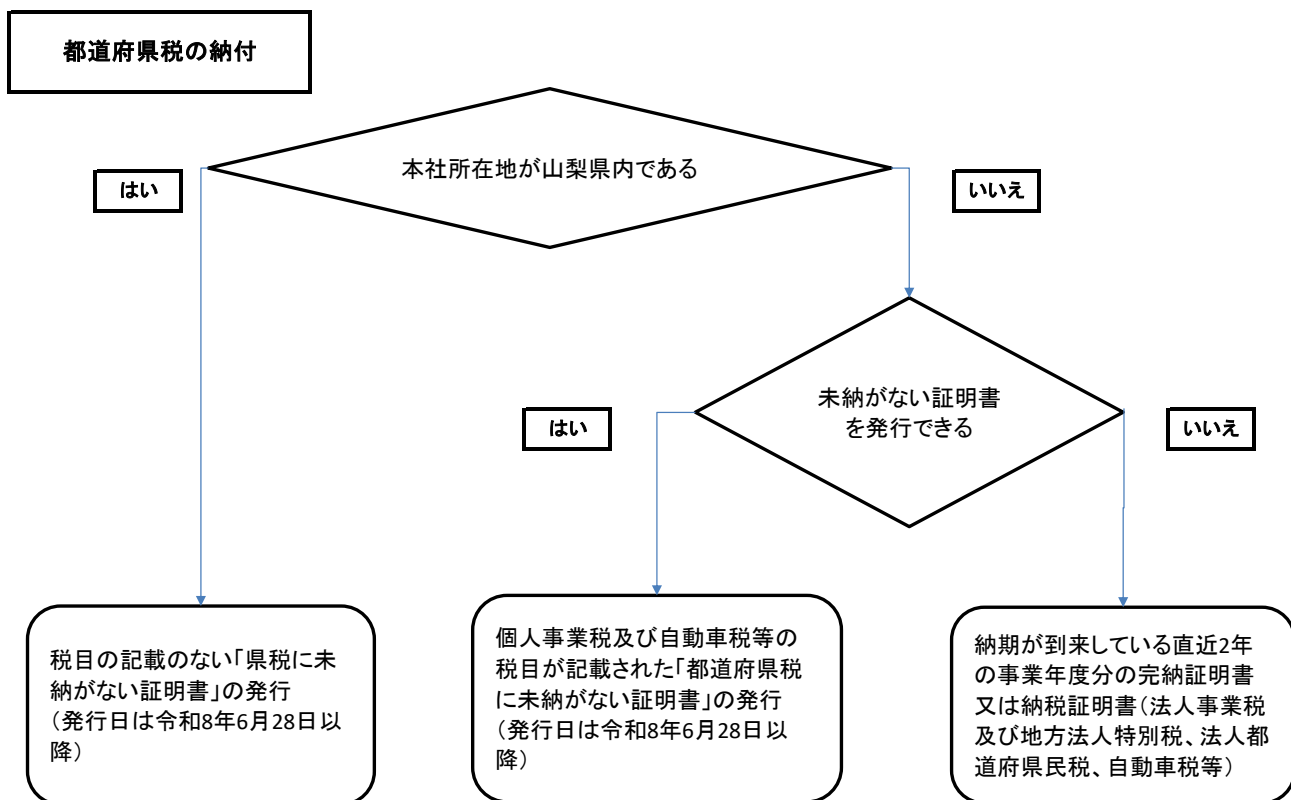
※入札の権限を委任する場合は、委任者(本社等)と受任者(委任営業所等)が所在するそれぞれの都道府県税の納税証明書を提出してください。
 ※委任営業所等がない場合は委任営業所等の都道府県税に未納がない証明書の提出は不要です。

7. 法人事業者の納税証明書提出フローチャート(市町村税)



※入札の権限を委任する場合は、委任者(本社等)と受任者(委任営業所等)が所在するそれぞれの市町村税の納税証明書を提出してください。
※委任営業所等がない場合は委任営業所等の完納証明書の提出は不要です。

8. 個人事業者の納税証明書提出フローチャート(都道府県税)



8・個人事業者の納税証明書提出フローチャート(市町村税)

